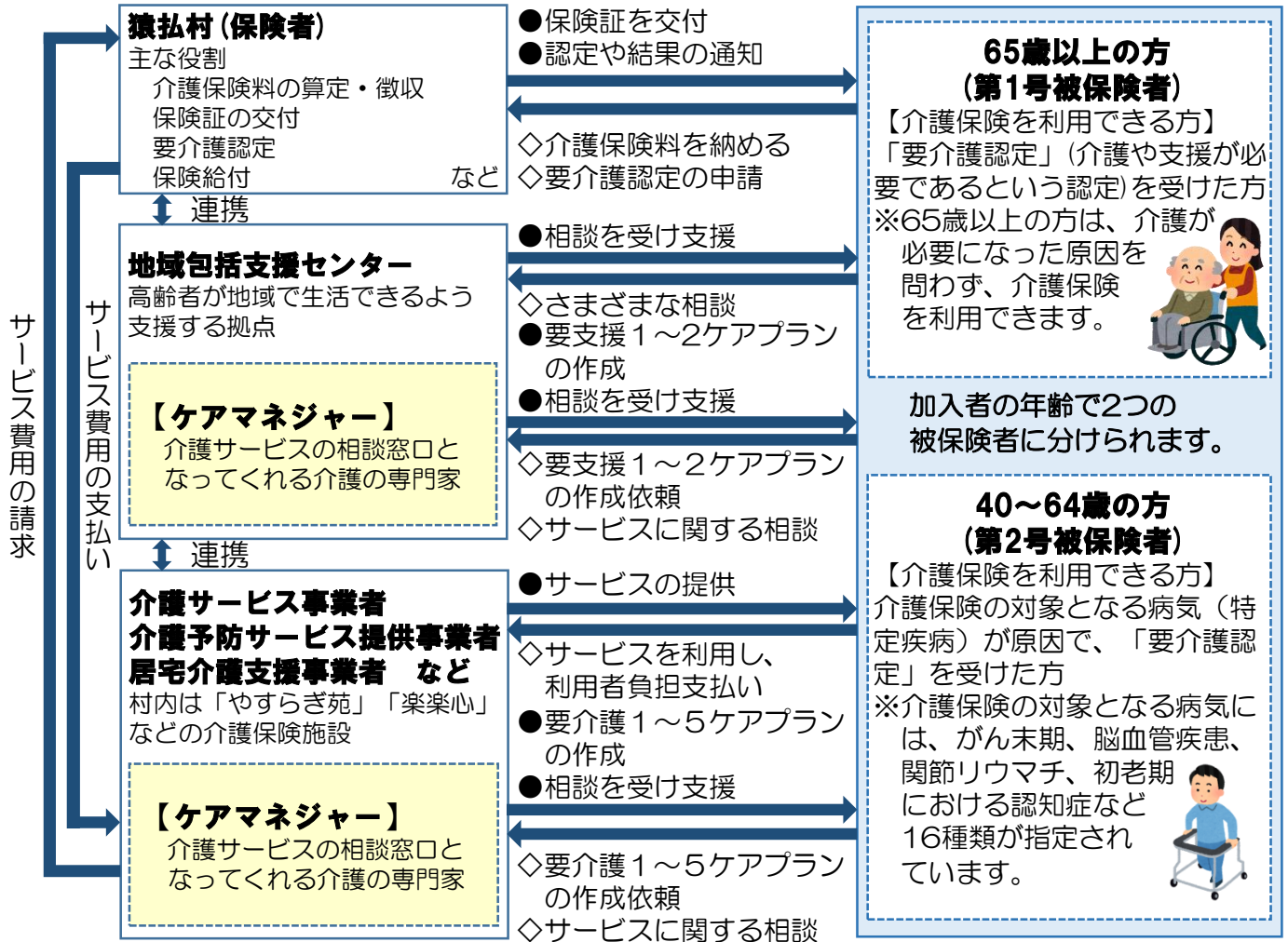


# 介護保険制度のしくみ

## 制度の概要

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。運営の主体は村が行っています。



### 「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口で、村が運営しています。

**猿払村地域包括支援センター**  
**猿払村鬼志別南町243番地**  
**「楽楽心（ららはーと）」内**  
**電話：01635-2-2090**

### 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 自立した生活ができるよう介護予防ケアプランの作成や介護予防事業の実施
- 高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の利用支援 など

### 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、正式には介護支援専門員といい、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

### 【ケアマネジャーの役割は？】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し
- 介護サービス事業者との連絡調整 など

### 「居宅介護支援事業者」ってなに？

ケアマネジャーを配置して、サービス提供事業者との連絡や調整を行う事業者です。村が指定をした事業者は以下のとおりです。

**社会福祉法人 猿払福祉会 さるふつやすらぎ苑 居宅介護支援事業所**  
**猿払村鬼志別北町70番地 電話：01635-3-4046**